

全日本学生バドミントン連盟 規約改正

改正趣旨：

（公財）日本バドミントン協会倫理・コンプライアンス委員会の指摘を踏まえ、
現状を反映するため。

旧
第4章 役員の選出及び任務 第11条 本連盟には、次の役員を置く。 6. 会計 1名 7. 監事 3名
新
第4章 役員の選出及び任務 第11条 本連盟には、次の役員を置く。 6. 会計 2名（学生1名含む） 7. 監事 3名以内

全日本学生バドミントン連盟 規約改正 新旧対照表

(令和6年2月25日)

改正趣旨

第一種大会の種目再編に伴い、大会名称を変更する必要があるため。

新

第6章 事業

第31条 本連盟は、第5条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. **全日本学生バドミントン大学対抗戦**
2. **全日本学生バドミントン選手権大会**
3. 東日本学生バドミントン選手権大会
4. 西日本学生バドミントン選手権大会
5. その他本連盟の目的達成に必要な事業

旧

第6章 事業

第31条 本連盟は、第5条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 全日本学生バドミントン選手権大会
2. 全日本学生バドミントンミックスダブルス選手権大会
3. 東日本学生バドミントン選手権大会
4. 西日本学生バドミントン選手権大会
5. その他本連盟の目的達成に必要な事業